六、メーデーニ全員参加ノ件

（決議）本大会ハ大正十五年五月一日第七回メーデーニ本組合員ハ全部参加スルコトニ決議ス

（実行方法）

（イ）五月一日ハ工場ニ対シ当日休業ヲ要求スベキ　実効ノアル工場組合ハ其要求ヲ徹底セシム

（ロ）五月一日横浜ニ於ケルメーデーハ例年ノ如ク正午ヨリ行ハル場合ハ正午ヨリ工場ヲ休ミテ出場スル

（ハ）例年ニ反シ午前ヨリノ参会デアル場合ハ全員ハ休業シテ参加ス

（ニ）組合大会ノ日ヲ以テ当日休暇トシテ要求スル事

八、共済制度ニ関スル件

（決議）本大会ハ資本家ノ全負担ニヨル共済的施設ノ促進ヲ決議ス

（実行方法）

（イ）本部役員ハ各工場ニ共済的施設ナキ工場ニハ極力資本家ノ全負担ニヨル共済組合ヲ組織セシムルコト

（ロ）労資両者ノ負担ニヨル既設ノ共済組合ヲ労働組合ノ統制ノ下ニ資本家ノ全負担タラシメ労働組合ノ管理ニ移スコト

（ハ）本部役員ハ共済制度実施ニ関スル労働